

令和 7 年 度

藤目谷林業専用道測量設計業務

## 閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 仕様書等
4. 数量内訳書
5. 成果品一覧表
6. 位置図

近畿中国森林管理局

# 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。  
なお、電子入札により難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）  
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。  
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
  - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - （3）紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
  - （4）紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
  - （5）紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
  - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - （7）紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
  - （8）紙入札において、入札時刻に遅れてした入札
  - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
- また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出ることとし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。
- 14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。
- ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。
- なお、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 15 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- 16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
  - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
  - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当 該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情がある と認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

## 紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由  
(記入例)

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式2)

## 入札方式変更承諾願

1 発注工事（業務）名

2 入札方式を変更する理由  
（記入例）

認証カードが破損したため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式3)

## 技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由  
(記載例)

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年 月 日

住 所  
商号又は名称 ○○ 株式会社  
代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

(別紙様式 4)

# 入 札 書

入札物件 第 号

発注工事（業務）名

| 入<br>札<br>金<br>額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------------------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
|                  |   |    |    |    |   |   |   |   |   |

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の 1 0 % を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 〇 〇 〇 〇 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式 5)

# 委任状

令和      年      月      日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長      〇   〇   〇   〇   殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 貴社を代理人と定め、  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

発注工事（業務）名

## 別紙

### 「契約の保証について」

- (1) 落札者は、業務請負契約の締結に際して、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 歳入歳出外現金出納 官吏 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払い請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 政府保管有価証券取扱主任官 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。 )又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定

する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

## エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

## オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (カ) 保険期間は、履行期限を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(案)

## 業 務 請 負 契 約 書

1. 業 務 名 藤目谷林業専用道測量設計業務
2. 履 行 期 間 契約締結の翌日 から  
令和7年12月10日 まで
3. 履 行 場 所 山口県山口市阿東生雲中 藤目谷国有林
4. 請 負 代 金 額 . ー  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 . ー)
5. 契 約 保 証 金 額 . ー
6. 前 金 払 請負代金の10分の 以内
7. 調 停 人 \_\_\_\_\_
8. 選 択 事 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用される  
ものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

| 適用削除<br>の 区 分 | 選 択 事 項                      | 選択条項      |
|---------------|------------------------------|-----------|
|               | 契約保証金の納付                     | 第4条第1項第1号 |
|               | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供    | 第4条第1項第2号 |
|               | 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 | 第4条第1項第3号 |
|               | 公共工事履行保証証券による保証              | 第4条第1項第4号 |
|               | 履行保証保険契約の締結                  | 第4条第1項第5号 |
|               | 前金払                          | 第35条～第37条 |
|               | 部分引渡し                        | 第38条      |
|               | 調停人の選任                       | 第57条      |

## 9. 特 約 条 項

請負代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月27日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和      年      月      日

発 注 者 （住所）      大阪市北区天満橋1丁目8番75号

支出負担行為担当官

（氏名）      近畿中国森林管理局長      高橋 和宏      印

受 注 者 （住所）

（氏名）      印

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

# 業務別数量内訳書

業務名： 藤目谷林業専用道測量設計業務

| 業務区分・業種・種別・細別           | 規 格                        | 単位 | 数量  |
|-------------------------|----------------------------|----|-----|
| 直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く) |                            | 式  | 1   |
| 測量業務                    | 2級 幅員3.6m                  | 式  | 1   |
| 計画・準備(内業)               | 一車線測量                      | 業務 | 1   |
| 中心線測量 杭打・観測(外業)         | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 中心線測量 平面図作成(内業)         | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 縦断測量 観測(外業)             | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 縦断測量 縦断面図作成(内業)         | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 横断測量 観測(外業)             | 一車線測量 測量幅40m               | km | 1.5 |
| 横断測量 横断面図作成(内業)         | 一車線測量 測量幅40m               | km | 1.5 |
| 土質区分・その他調査 土質区分調査(外業)   | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 土質区分・その他調査 構造物調査等(外業)   | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 保安林作業協議調査               |                            | km | 1.5 |
| 伐開 伐開区分B                | 一車線測量                      | km | 1.5 |
| 旅費交通費                   |                            | 式  | 1   |
| 基準日額                    |                            | 式  | 1   |
| 電子成果品作成費                |                            | 式  | 1   |
| 直接測量費                   |                            | 式  | 1   |
| 間接測量費                   |                            | 式  | 1   |
| 諸経費                     |                            | 式  | 1   |
| 測量業務価格                  |                            | 式  | 1   |
| 直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く) |                            | 式  | 1   |
| 設計業務                    | 2級 幅員3.6m                  | 式  | 1   |
| 打合せ等                    | 全体打合せ3回(業務着手+中間局打合せ+成果物納入) | 業務 | 1   |
| 線形計画、現地調査、線形決定 線形計画     | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 線形計画、現地調査、線形決定 踏査       | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 線形計画、現地調査、線形決定 線形決定     | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 詳細設計 平面設計               | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 詳細設計 縦断設計               | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 詳細設計 横断設計               | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 詳細設計 構造物設計計画            | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 詳細設計 土工数量計算             | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 詳細設計 構造物数量計算            | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 照査                      | 一車線林道設計 30度未満 2級林道設計補正0.8  | km | 1.5 |
| 成果品(設計書説明書作成)           | 一車線林道設計 2級林道設計             | km | 1.5 |
| 旅費交通費                   |                            | 式  | 1   |
| 基準日額                    |                            | 式  | 1   |
| 電子成果品作成費                |                            | 式  | 1   |
| 直接原価(その他原価除く)           |                            | 式  | 1   |
| その他原価                   |                            | 式  | 1   |
| 一般管理費等                  |                            | 式  | 1   |
| 業務価格                    |                            | 式  | 1   |
| 消費税相当額                  |                            | %  | 10  |
| 業務委託料                   |                            | 式  | 1   |

## 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書

平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知（最終改正 令和6年3月28日付け5林整計第1046号）で定められた、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書を使用するものとする。

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書に記載されていない特殊な工種等については、特記仕様書による。

# 測量設計業務特記仕様書

1. 規格等については、「林業専用道作設指針」に基づき設計を行うこととする。

# 特記仕様書

## 三者会議の開催

- 1 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。
- 2 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。
- 3 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払を受けるものとする。

## 電子納品に関する特記仕様書

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙による提出を希望する場合は、受発注者間で協議の上、決定する。  
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき作成されたものを指す。
2. 電子成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成し、電子媒体及び電子媒体納品書を提出する。
3. 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、決定するものとする。
4. 電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されていないことを確認した上で提出するものとする。

# 情報共有システムに関する特記仕様書

## 第 1 章 業務管理

### (1) 情報共有システムの業務について

- ① 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- ② 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。
- ③ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- ④ 費用（登録料及び使用料）は、その他原価に含まれている。

# 林業専用道作設指針

## 第1 趣旨

### 1 指針の目的

この指針は、林内路網の整備を促進することにより、森林整備の推進に資することを目的として、林業専用道の管理、規格・構造、調査設計、施工等に係る基本的事項を示すものである。

### 2 林業専用道

林業専用道は、幹線林道又は支線林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業や主伐後の再造林その他の森林施業の用に供する支線林道又は分線林道をいい、普通自動車（10トン積トラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。

また、その作設に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）及び林道技術基準（平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質等の面から十分な検討を行い、木材等林産物の安全かつ円滑な運搬が可能な規格・構造で、平均傾斜30度程度以下の斜面にできるだけ地形に沿って計画することを基本とする。

## 第2 林業専用道の管理

1 林業専用道の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として当該林業専用道の施行主体とする。

2 管理者は、その管理する林業専用道について、通行の安全を図るように努めなければならない。

3 管理者は、別に定める台帳を整備し、これに構造等を記載し、林業専用道の現況を明らかにしなければならない。

4 管理者は、林業専用道の利用の態様に応じて、起点には門扉や一般車両の通行を禁止する旨を記した標識等を設置するものとする。また、終点が他の道路と接続する場合も同様とする。

## 第3 規格・構造

### 1 設計車両

設計車両は普通自動車とし、当該車両の諸元に応じた規格・構造とする。

なお、大型ホイールタイプフォワードに関する規格・構造は、当該車両の普及の状況に応じて定めるものとする。

| 諸元    | 長さ | 幅   | 高さ  | 前端<br>オーバハング | 軸距  | 後端<br>オーバハング | 最小<br>回転半径 |
|-------|----|-----|-----|--------------|-----|--------------|------------|
| 普通自動車 | 12 | 2.5 | 3.8 | 1.5          | 6.5 | 4            | 12         |

## 2 幅員

車道幅員は、3.0mとする。

## 3 設計速度

設計速度は、時速15kmとする。

## 4 路肩

路肩幅員は、側方余裕幅を0.30mとすることを基本とし、自動車の走行上の安全性の確保その他必要がある場合は、現地条件に応じた必要な幅に拡幅することができる。

## 5 屈曲部

車道の屈曲部は、曲線形とする。

## 6 曲線半径

曲線半径は、普通自動車の諸元を示す最小回転半径の12m以上とする。

なお、屈曲部の設計に当たっては、拡幅量、土工量、工作物の設置等の現地の状況を踏まえ、自動車の安全通行を確保しつつコストの縮減が図られるよう総合的に検討するものとする。

## 7 曲線部の片勾配

片勾配は、設けないことを基本とする。

## 8 曲線部の拡幅

車道の曲線部においては、当該曲線部の曲線半径に応じ、次表に掲げる値により車道を拡幅するものとする。

拡幅は、線形の連続性を確保しつつ地形の状況等に応じて、内側拡幅、外側拡幅、両側拡幅により、最も土工量の縮減可能な方法を用いるものとする。

| 曲線半径 (m) | 拡幅量 (m) | 曲線半径 (m) | 拡幅量 (m) |
|----------|---------|----------|---------|
| 以上 未満    |         | 19～25    | 1.25    |
| 12～13    | 2.25    | 25～30    | 1.00    |
| 13～15    | 2.00    | 30～35    | 0.75    |
| 15～16    | 1.75    | 35～45    | 0.50    |
| 16～19    | 1.50    | 45～50    | 0.25    |

## 9 緩和区間

曲線部には、緩和接線による緩和区間を設ける。

緩和区間長は、B. C、E. Cを基点として8mを標準とする。

## 10 視距

視距は、15m以上とする。

## 11 縦断勾配

縦断勾配は、自動車の安心・安全な通行の確保し、及び路面侵食等を防止するためできる限り緩勾配とし、原則として7%以下とする。

ただし、地形の状況等により必要な場合には、縦断勾配を12%以下（延長が100m以内となる場合に限り、14%以下。このとき、前後の区間に100m程度の緩勾配区間を設ける。）とすることができる。

## 12 縦断曲線

縦断勾配の代数差が5%を超える場合には、縦断曲線半径100m以上の縦断曲線を設けるものとし、縦断曲線の長さは20m以上とする。

## 13 路面

路面は砂利とし、構造は「路盤工」として交通荷重に対応する支持力を有するものとする。

縦断勾配が7%を超える場合には、路面侵食を防止できる構造とすることができる。

## 14 横断勾配

横断勾配は水平とし、路面水は縦断勾配と横断排水工等の組合せにより分散排水処理するものとする。

## 15 林業作業用施設

林業作業用施設は、森林作業道の分岐箇所付近等に当該森林作業道等によって実施される森林施業の状況に応じた規模で設置しなければならないものとする。

なお、林業作業用施設は、待避所及び車廻しとの兼用や森林施業用及び防火用の兼用は行わないものとする。

## 16 交通安全施設

急カーブ、急勾配等の箇所その他通行の安全を確保する必要がある場所において、管理者は、カーブミラー、注意標識等の交通安全施設を設けるものとする。

# 第4 測量・調査・設計

## 1 路線選定

林業専用道の路線の選定に当たっては、森林施業のポイントや森林作業道との分岐点等を考慮しながら、地形・地質の安定している箇所を通過するようこれを行うものとする。また、路線の線形は、地形に沿った屈曲線形、波形勾配とすることとし、以下の諸条件を十分調査、検討して適切な路線選定を行うものとする。

- (1) 森林へのアクセス機能の確保
- (2) 切土、盛土の土工量の最小化及び均衡
- (3) 工作物の設置の抑制
- (4) 伐開幅は必要最小限とするなど、自然環境の保全への配慮
- (5) 計画路線上及びその周辺において、希少な野生生物の生息等の情報を得た場合は、計画の見直し等必要な対策の検討

## 2 実測量

実測量は、現地測量を原則とし、IPの選定、中心線測量、横断測量及び平面測量を行う。

### 3 設計図

実測量等の成果を基に、路線の幾何学的構造等について位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び標準図を作成する。

また、必要に応じて、構造物図、用地図、潰地図等を作成する。

### 4 数量計算

数量計算は、設計図等に基づき、設計積算等に必要な所定工種、工法等別の数量を算出する。

## 第5 土工

### 1 切土

- (1) 切土高は、極力抑えることとする。
- (2) 切土のり面の勾配は、のり面の安定性、工事の施工性、維持管理も含めた経済性等に留意しつつ、土質条件等により判断するものとし、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度や節理の発達が遅い岩石の場合は3分を標準とする。

### 2 盛土

- (1) 盛土高は極力抑えることとし、盛土基礎地盤の表面のかき起こしや段切りを設けるなどにより安定を図るものとする。
- (2) 盛土のり面の勾配は、のり面の安定性、工事の施工性、維持管理も含めた経済性等に留意しつつ、盛土基礎地盤、盛土材料等より判断するものとし、1割2分を標準とする。
- (3) 盛土は、水平方向に複数層に分割し、1層当たりの仕上がり厚が30cm程度以下となるように十分に締め固めて行うものとする。

### 3 残土

切土、盛土の土工量の最小化かつ均衡に努めるものとするが、残土が発生した場合は、路線内の最も近い箇所で小規模に分散させて処理することを原則とする。

### 4 のり面保護工

- (1) 切土のり面の整形・保護工は、切土のり面の勾配及び土質条件等から見て早期の保護が求められる等の場合には、種子吹付工等によるのり面保護工を実施するものとする。
- (2) 盛土のり面の保護工は、盛土のり面の勾配及び盛土材料等の条件から早期の保護が求められる等の場合には、実播工等によるのり面保護工を実施するものとする。

### 5 路盤工

- (1) 路盤工は、路床構築後に路床を路盤工の厚さに掘削し、路盤工の全てを横断勾配を付さない場合の施工基面以下に設ける。
- (2) 路盤工の設計に当たっては、路床土の強度特性、実績等を基に交通荷重に対応する支持力を有する路盤厚を決定する。

- (3) 路盤材は、切土によって発生した岩砕、礫等の活用を図るとともに、適材が得られない場合にあってはクラッシャーラン、切込砂利等を用いるものとする。
- (4) 路床が岩石等の場合は、強風化、節理の発達等により交通荷重の支持力が十分でない場合及び逆目による凹凸等で車輪の損傷等が想定される場合を除き、路盤工を省くことができる。
- (5) 急勾配で路面侵食が発生するおそれがある場合は、路面侵食を防止できる構造とすることができる。

## 第6 構造物

- (1) 土構造を原則とし、擁壁等の構造物を設置する必要がある場合は、最低限必要な機能を備える構造物を主体としつつ、地形・地質の状況、コスト比較等を行って工種・工法を選定する。
- (2) 橋梁は、可能な限り設置しないことを基本とするが、必要な場合には、交通荷重に対応する規格・構造で可能な限り短い橋長により設置するものとする。

## 第7 排水施設

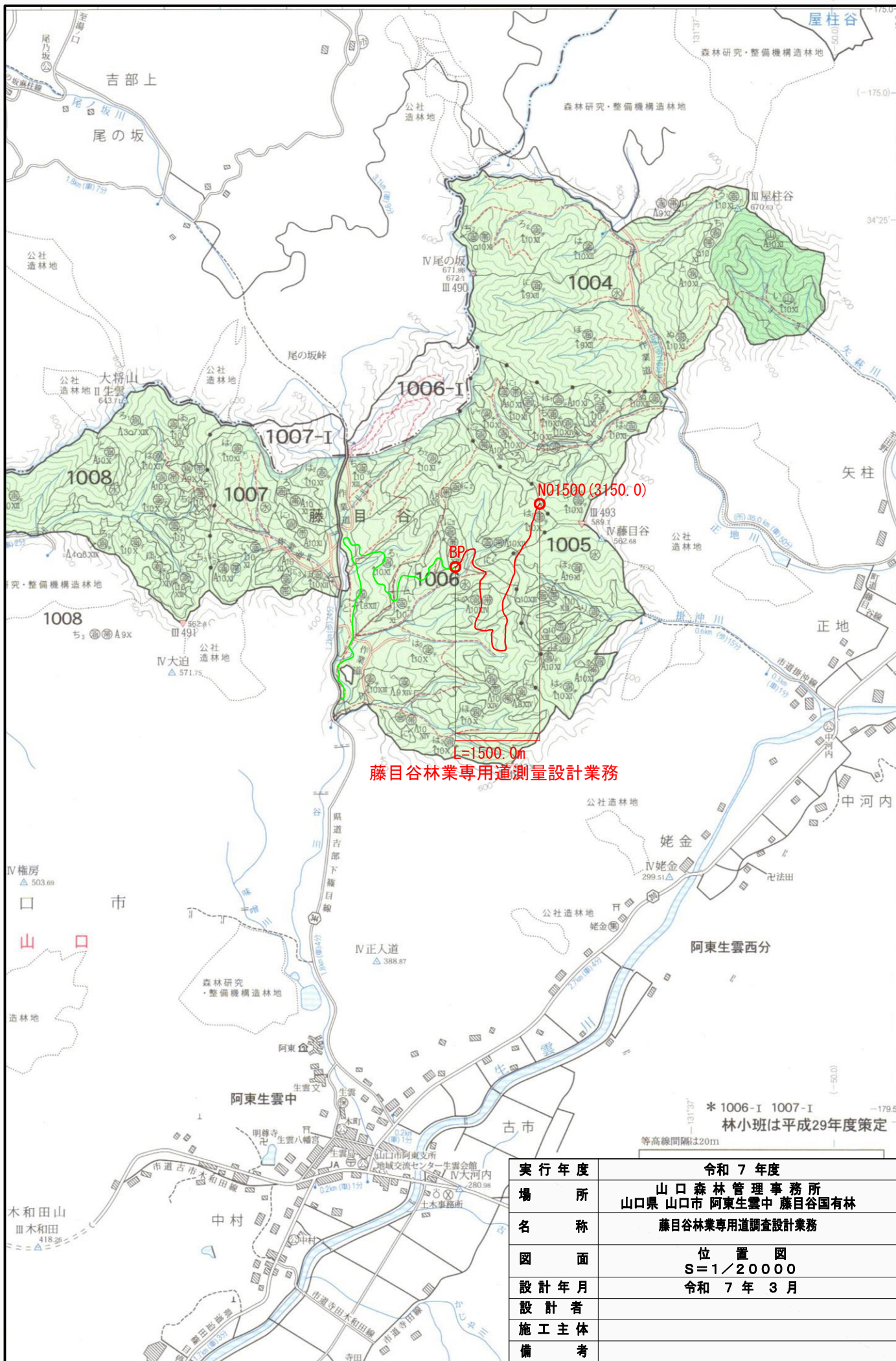
- (1) 路面水の排水は、波形勾配による分散排水を基本とし、当該路面水の流下状況等に応じて、土構造（凹凸）や簡易な資材による横断排水工を設置して行うものとする。
- (2) 側溝は、路外からの流入水等のある場合に素掘により設置することを原則とする。
- (3) 常水がある場合は、溝きよ（開きよ、暗きよ、洗越工）を設置する。  
なお、溝きよは、十分な排水機能を有することを前提に、経済性及び維持管理を考慮し開きよを原則とする。

## 第8 その他

- (1) 林業専用道の作設に当たって、森林法（昭和26年法律第249号）、河川法（昭和39年法律第167号）等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。
- (2) この指針については、全国の作設事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

附則 （令和3年4月1日2林整整第1396号林野庁長官通知）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。



藤目谷林業専用道測量設計業務

\* 1006-I 1007-I  
林小班は平成29年度策定

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 実行年度 | 令和 7 年度                           |
| 場 所  | 山口森林管理事務所<br>山口県 山口市 阿東生雲中 藤目谷国有林 |
| 名 称  | 藤目谷林業専用道調査設計業務                    |
| 図 面  | 位 置 図<br>S=1/20000                |
| 設計年月 | 令和 7 年 3 月                        |
| 設計者  |                                   |
| 施工主体 |                                   |
| 備考   |                                   |



## 成果品一覽表

藤目谷林業専用道測量設計業務

[illegible]